

学校法人北海学園ハラスメント防止等に関する基本方針

令和2年3月6日
学校法人北海学園

1. 目的

学校法人北海学園（以下「学園」という。）におけるすべての学生・生徒、教育職員（兼務教員を含む。）及び事務職員（兼務職員を含む。）並びに派遣労働者及び委託業務従事者等（以下これらの者を「構成員」という。）が、個人として尊重され、良好な環境において修学、教育、研究及び就労等の機会と権利を保障するために、ハラスメントの防止及び排除のために構成員が遵守すべき事項を定める。

2. ハラスメントの定義

次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

① セクシャル・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず、性的な言動に対する他の構成員の対応等により当該構成員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の構成員の修学・就労環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

② アカデミック・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、他の構成員の修学・研究意欲を低下させ、又は修学・研究環境を悪化させることをいう。

③ パワー・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず、職務上の地位や人間関係など職場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること又は職場環境を悪化させることをいう。

④ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

行為者の意図にかかわらず、構成員の妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により構成員の修学・研究環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性構成員の修学・就労環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的に見て、修学・就労上の必要性に基づく言動によるものについては、本号のハラスメントに該当しない。

⑤ その他のハラスメント

前各号には該当しないが、行為者の意図にかかわらず、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせによって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動等をいう。

3. 学園の責務

① 学園は、構成員の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び排除、被害者の救済並びに意識の啓発に努めなければならない。

② 学園は、ハラスメントの防止及び排除にあたって、構成員の人格及びその意思を尊重しなければならない。

③ 学園は、ハラスメントに対し、厳正に対処しなければならない。

4. 構成員の責務

構成員は、学園においてハラスメントのない健全な修学・就労上の環境を醸成し、維持することに努めなければならない。

5. ハラスメント防止等に関する委員会について

ハラスメントの防止及び排除を図るため、学園の設置する学校（以下「設置校」という。）にハラスメント防止等に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

次に掲げる委員会に関する事項は、設置校ごとに定める。

- ① 委員の構成及び任期
- ② 職務
- ③ 各種委員会の設置

6. 相談及び苦情への対応

ハラスメント問題に対処する学園の相談及び苦情処理の窓口担当者を総務部長とする。また、設置校に相談員を置くこととする。

次に掲げる相談員に関する事項は、設置校ごとに定める。

- ① 職務
- ② 相談員の構成及び任期

7. 不利益取り扱いの禁止

構成員は、ハラスメントを行った者等に対する拒否、ハラスメントに関する相談をしたこと、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に関わる調査への協力及びハラスメントに関し正当な対応をしたこと等により、いかなる不利益も受けない。

8. プライバシーの保護

ハラスメントに関する相談及び苦情への対応に当たっては、当事者及び関係者のプライバシーを保護し、個人の秘密を厳守しなければならない。

9. 措置等

ハラスメントの相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、該当する事実が認められた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講ずる。また、再発防止策を講じる等適切に対処する。行為者に対し、教育職員・事務職員については各就業規則の「懲戒」の事由等、学生・生徒については各設置校の学則等の定めに基づき、適切な措置を講ずるものとする。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定する。

- ① 行為の具体的態様（時間・場所（学園内か否か）・内容・程度）
- ② 当事者同士の関係（職位等）
- ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等

以上